



茨城県報

第 2713 号

平成27年8月3日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 1
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 4
- 更正換地処分の届出（農林事務所）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 4
- 公共測量の実施（用地課）…………… 5
- 都市計画の図書の縦覧（4件）（都市計画課）…………… 5
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 6
- 入札公告（長寿福祉課）…………… 7

(病 院 局)

- 落札者等の公示…………… 9

告 示

茨城県告示第1010号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ北鹿嶋店

鹿嶋市和784-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成27年3月19日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	深 町 勝 義

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年11月7日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,626㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 179台
 (イ) 駐輪場の収容台数 10台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 78㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18.6㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前7時
 (閉店時刻) 午後8時30分
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前6時30分～午後9時
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 3箇所
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後8時

キ 届出年月日

平成27年3月6日

2 市町村の意見

事 柄	鹿嶋市からの意見の概要
(1) 周辺の地域の住民の 利便及び商業その他の 業務の利便の確保 のために配慮すべき 事項 ① 駐車需要の充足等交 通に係る事項 イ 駐車場の位置及び構 造等 エ) 駐車場出入口におけ る交通整理	① 県道（銚田鹿嶋線）側出入口の安全対策について、図3の出入口 No. 3 部分に進 入専用レーンと出口専用レーンを設けること。安全上の配慮から、各レーンは1 車線とすること。 ② 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場の出入口の位置、来客自動車 の経路を設定すること。 ③ 出入口部分の交通安全対策について、図3 出入口 No. 1 において搬入車が出入口 に入ってからすぐにバックするため来店者との事故が起きる可能性がある。 ④ 図3 出入口 No. 3 付近の広告塔や案内看板、植栽が出入りの際の安全確認の妨げ にならないようにすること。
(2) 周辺の地域の生活環 境の悪化の防止のため に配慮すべき事項 ① 騒音の発生に係る事 項 ア 騒音問題に対応する ための対応策	① 拡声器の使用について、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用す るときは、音量を65dB 以下とし、1 回の使用時間は5分以内とするとともに、1 回につき2分以上休止すること。また、午後6時から翌日午前9時までは使用し ないこと。 ② 換気扇について、図5 参照すると県道側に換気扇が集中している。原動機（モー ター）の出力が1台7.5kW 以上のときは、届出及び規制の対象となる。規制値は、 敷地の境界における測定で行う。 8時～18時 65dB 6時～8時及び18時～21時 60dB 21時～6時 50dB

理 由

(1)-①-イ-エ)

①県道(銚田鹿嶋線)側出入口の安全対策について、図2-1の交差点①までの距離が短く、又県道の交通量が多いため出入口部分の安全性を高めて頂くため。

②駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場の出入口の位置が、コメリハード&グリーン鹿嶋大野店の出入口の位置と近い(対面している)ため、水戸方面からの両店への来客者により、県道銚田鹿嶋線が渋滞する恐れがある。また、両店舗間を車で横断する可能性があり、交通事故の恐れがある。両出入口は、県道であるため、道路管理者である潮来土木事務所と協議願いたい。

③駐車場内での安全対策を図るため。

④出入口部分の視野確保等の安全確保をすることで、事故等を発生させないようにするため。

(2)-①-ア

①拡声機の使用について、茨城県生活環境の保全等に関する条例第119条及び同施行規則第52条の規定により、使用が制限されているため。

②換気扇については、騒音規制法第6条および騒音規制法施行令第1条別表第1による特定施設に該当する可能性があるため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1011号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新グランステージつくば

つくば市面野井字登戸44番 外91筆

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第1項)

平成27年6月29日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 山 口 一 郎

(変更後) 代表取締役 山 口 暢 子

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年6月17日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年8月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 123号
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市野口字下川原2560番8地先から
常陸大宮市野口字塙下2116番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月3日

茨城県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年8月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 坂東市岩井字早内前846番4から
坂東市馬立字中ノ台1239番13まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月12日

茨城県告示第1014号

平成27年7月9日付け稲土改指令第4号をもって認可した団体営土地改良事業八代地区の換地計画の更正については、豊田新利根土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成27年8月3日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年9月17日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日

平成27年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいきネットワーク

(設立認証：平成15年5月23日，設立：平成15年6月2日)

3 代表者の氏名

坂本 繁雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市川口1丁目3番223号 2-C-204

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての市民がいきいきとして社会参加のできる「福祉のまちづくり」を目指し、とりわけ高齢者や障害者が、住み慣れた地域で共に安心して暮らせるよう市民が主役となり、地域資源を活用し交流の場づくりを図っていく。そして、物心ともにバリアフリーのまちづくりと、ノーマライゼーションの実現をめざすことを目的とする。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 城里町
- 2 作業種類 公共測量（数値図化 地図情報レベル2500）
- 3 作業期間 平成27年7月23日から平成28年3月25日まで
- 4 作業地域 城里町（31.51km²）

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域の変更に伴い、龍ヶ崎市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画地区計画の変更に伴い、龍ヶ崎市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法

第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
地区計画 (龍ヶ岡地区)
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画防火地域及び準防火地域の変更に伴い、龍ヶ崎市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
防火地域及び準防火地域の変更
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、龍ヶ崎市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
下水道 (龍ヶ崎市公共下水道)
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市小張字高波4071番2

2 事業主の住所及び氏名

つくば市東光台 2 丁目 1 番地 7 シャン・ド・フルール 203 号  
 中 川 裕 喜, 中 川 文 香

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字小福田字八幡東 1538 番 2

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県幸手市南 3 丁目 2 番 1 号 アモーレ II 205  
 栗 原 和 希

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字六夜塚 178 番 12, 同番 13, 同番 14

2 事業主の住所及び氏名

つくば市研究学園 5 丁目 29 番地 8  
 糸 賀 俊 郎

●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成 27 年 8 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件 (土地)

| 土地の所在及び地番                                  | 地目 (現況)     | 面積 (実測)    |
|--------------------------------------------|-------------|------------|
| 桜の郷東側地区住宅用地①画地<br>東茨城郡茨城町桜の郷 3355 番ほか 24 筆 | 畑等<br>(雑種地) | 22,134.73㎡ |
| 桜の郷東側地区住宅用地②画地<br>東茨城郡茨城町桜の郷 3338 番ほか 15 筆 | 畑等<br>(雑種地) | 7,787.76㎡  |

※ 対象物件 (以下「本件土地」という。) は、一括して分譲する。

※ 用途地域は、第一種低層住居専用地域 (建ぺい率 50 パーセント・容積率 100 パーセント) である。

※ 本件土地の引渡しまでに、茨城県が①画地及び②画地について必要な分筆を行った上で、各々を一筆に合筆する。

2 予定価格 (最低売却価格)

285,460,000 円

3 土地の用途

戸建住宅 (以下「住宅」という。) の分譲事業の敷地の用途に供すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 住宅を建設して当該住宅と共に土地を譲渡する事業又は自らを請負人とする建築請負契約により住宅を建設

することを条件として土地を譲渡する事業を営む者であって、本件土地の引渡しの日から1年以内に、「やさしさのまち「桜の郷」住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」(以下「入札説明書」という。)の「Ⅳ 設計指針」及び法令等に適合した住宅の建設に着手し、又は分譲に着手することができるものであること。

イ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項に規定する免許を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 県税を滞納していないこと。

ク 売買契約締結後、茨城県の指定する日までに本件土地の売買代金(以下「土地売買代金」という。)の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名(連合体)で参加する場合は、(1)アの要件については構成員のいずれかが備えていること。また、(1)イからクまでの要件については全ての構成員が備えていること。

## 5 契約条項を示す場所、入札説明書の配布及び入札申込等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の配布場所

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部長寿福祉課 桜の郷整備推進室

(2) 入札説明書の配布期間

平成27年8月3日(月)から同月12日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 一般競争入札参加申込書兼入札参加資格確認申請書の受付期間並びに提出場所及び方法

入札への参加を希望する者は、入札説明書に記載する必要書類を提出すること。

ア 受付期間 平成27年8月11日(火)及び同月12日(水)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所及び方法 (1)の場所に持参すること。

## 6 入札の日時及び場所

| 日 時                    | 場 所                             |
|------------------------|---------------------------------|
| 平成27年8月14日(金)<br>午前11時 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁舎 行政棟1階 入札室2 |

## 7 入札の無効



入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書の「V 入札心得書」に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 148 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高額の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。

#### 9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切上げ）を入札保証金としてこ納付すること。

なお、この入札保証金には、利子は付さない。

#### 10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は、茨城県に帰属する。

#### 11 契約の締結及び土地売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により土地売買契約を締結するとともに、土地売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成 27 年 8 月 3 日

茨城県立中央病院長 吉 川 裕 之

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①セントラルモニタシステム 1 式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵 6528 ③平成 27 年 7 月 3 日 ④株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号 ⑤ 50,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
⑥一般競争入札 ⑦平成 27 年 5 月 25 日 ⑧最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)